税金ってなんだろう？

税務課

個人住民税の特別徴収（給与天引き）のお願い

このたび、県と全市町村では、給与所得者に係る住民税の給与天引き（特別徴収）を推進しています。

この方法は、地方税法に基づく納付の手続きです。具体的には、給与を受ける従業員の方に代わって事業主の方が従業員の給与から天引きして納めるという方法です。

この方法に切り替えると、次のように納付も便利です。

①従業員の方は、自分で銀行へ行って納付する手間がいりません。

②年間4回の納税が、毎月の給与天引き（年間12回）になり、1回あたりの納税額が少額になります。

③事業主の方にとっても住民税の給与天引きは、所得税のような難しい計算はいりません。

まだ、このような納税方法（特別徴収）になっていない事業主の方は、この税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収への変更をお願いします。具体的な手続きは、役場税務課住民税係までお問い合わせください。

延長窓口サービス

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

町税の納付など、お気軽にご利用ください。

今月の納税

町県民税　第4期
国民健康保険税　第9期
1月31日（木）

「医療・介護ベッドに関わる事故」が多く発生しています！

昨年より、厚生労働省等は「医療・介護ベッドの周辺環境で起きる死亡事故や重傷事故が報告されている」と注意喚起を繰り返し行っています。

ベッドと事故との因果関係は必ずしも明らかではないものの、結果的にベッド用の手すりのすき間に、首や手足が入り込んだ状態で発見される事例において、深刻な結果を伴うものが多くなっています。

こういった現状を踏まえ、この度、消費者庁は「実際の介護者に注意喚起がどの程度伝わっているか」などを把握するため、全国の在宅介護者向けにアンケート調査を行いました。

その結果、これまでの事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていたとしても「危険性を感じず、対策も講じていない介護者が多い」という結果であったという報告がありました。

医療・介護ベッドをお使いの方につきましては、福祉用具貸与事業者や取扱説明書などで、再度、正しく安全な使用方法について確認し、事故の再発防止に努めていただきますよう、お願いします。

介護予防・介護保険のご相談は池田町地域包括支援センターへ

☎45・8123
有線6406
ホームページアドレス
http://www.town.ikeda.gifu.jp/houkatu/index.htm
メールアドレス
houkatu@town.gifu-ikeda.lg.jp

今月の表紙

昨年開催しました成人式の様子です。今年は13日（日）に池田町中央公民館にて開催します。池田町の未来を担う成年の新しい人生の門出を皆さんで祝福し、成人としての自覚を促し、将来の幸せを祈念しましょう。